国土交通省

東北運輸局プレスリリース

≪発表記者会：東北電力記者会≫
≪　　〃　　：宮城県政記者会≫

令和元年８月２３日
国土交通省　東北運輸局

秋田県由利本荘市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

平成３０年１１月６日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、秋田運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社　鳥海観光　　代表取締役　佐藤　司
（法人番号：４４１０００１００５２３４）
秋田県由利本荘市矢島町元町字新所３１番地１

営業所：本社営業所
秋田県由利本荘市矢島町元町字新所３１番地１

２．行政処分等年月日　　令和元年８月７日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

令和元年８月２３日から令和元年１１月４日まで（５両×７４日）

（２）文書警告

【裏面へ続く】

４．違反の概要

（１）運賃料金変更事前届出違反

（道路運送法第９条の２第１項）

（２）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

（道路運送法第２７条第３項）

①疾病、疲労等のおそれのある乗務

（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）

②運行に関する状況把握等のための体制の整備違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条の２）

③点呼の実施義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第１項、第２項）

④乗務等の記録義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２５条第２項）

⑤運行記録計による記録義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項）

⑥運行指示書の作成等義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２８条の２第１項）

⑦乗務員台帳の作成、備付け義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）

⑧運転者に対する指導監督義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

⑨運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

⑩運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）

⑪３ヶ月点検整備実施義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）

（道路運送車両法第４８条）

以　上

≪問い合わせ先≫
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：大崎、角張
℡：０２２－７９１－７５３２